

# 令和8年度湖南省中小企業等設備投資促進補助金の手引き

<事業者の皆様へ>

補助金の交付に当たっては、事業の効果検証等を含め、厳正な審査を行い、適当な経費でない場合や必要書類が不足している場合は交付が認められないことがございます。申請に当たっては、この手引きの他、必ず以下の資料・事項にご留意いただくようお願いします。

① 対象経費について

本補助金で認められる経費の種別や交付申請時の必要書類等を記載

② 質疑応答

本補助金の実施に当たり、想定される質問とその答えを記載

【補助金の募集期間】

本補助金の募集期間は、令和8年5月11日(月)～令和8年9月30日(水)です。ただし、交付額が予算額に達すると見込まれる場合は、募集期間中であっても受付を終了します。

**不正受給は「犯罪」です！**

不正受給が発覚した場合は、補助金を全額返還していただきます。また、事業者名等を公表するとともに、悪質な場合には、刑事告発を行う場合があります。

※詳細は次ページに記載

令和8年4月

湖南省中小企業等設備投資促進補助金

## 補助金の「不正受給」に関する注意喚起

補助金の不正受給等の不正行為があった場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「補助金等適正化法」とする）に基づき、以下のとおり厳正に対処されます。

（不正行為の例）

「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」等

①補助金の申請者が市役所に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。「補助事業等の成果の報告をしなかった」場合や「虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした」場合には、3万円以下の罰金に処せられます。（補助金等適正化法第31条第2項、第3項）

②「偽りその他不正の手段により」補助金の交付を受けた場合は、「5年以下の懲役」もしくは「100万円以下の罰金」に処し、または併科されます。（補助金等適正化法第29条第1項）

③そのほか、不正の内容に応じて、交付要綱等に基づき、補助金の交付決定の取消、返還命令、不正の内容等の公表といった処分が科される場合があります。

事業者が新たな事業を展開し、生産性を向上し又は既存事業を拡大する取り組みに対して、物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、設備投資する際に、その費用の一部を市が補助します。これにより、事業者は自分たちのやりたいことを実現しやすくなり、補助金は事業者の挑戦や成長を後押し、実現を支援してくれる資金であります。この補助金は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

## 1 補助金の趣旨（第1条関係）

物価高騰の影響を受ける市内で事業を営む事業者を支援するため、予算の範囲内において湖南省中小企業等設備投資促進補助金を交付します。

## 2 申請者の条件（第2条、第3条関係）

本補助金に申請するには、以下の要件を満たす必要があります。

- 1) 対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者（第3条第2項において「中小企業者という。」）で、市内に本社又は事業所を持つ法人若しくは個人のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号の暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有するもの
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業を行っているもの
  - ウ 公序良俗に反する事業を行っているもの
  - エ 事業活動等に必要な許認可を取得していないもの
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業を行っているもの
- 2) 令和8年4月1日時点で市内において事業を営んでいること。
- 3) 副業ではなく、反復継続的に営利目的で事業を営み、決算期を迎えている場合は確定申告をしていること。
- 4) 市税等を滞納していないこと。

※1：中小企業者とは、以下の事業者を指します。

| 業種  | 従業員規模 ・ 資本金の額または出資の総額 |
|---|-----------------------|
| 製造業・建設業・運輸業その他の業種                                 | 300人以下 または 3億円以下      |
| ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。） | 900人以下 または 3億円以下      |
| 卸売業   | 100人以下 または 1億円以下      |
| 小売業   | 50人以下 または 5,000万円以下   |
| サービス業   | 100人以下 または 5,000万円以下  |
| ソフトウェア業または情報処理サービス業                               | 300人以下 または 3億円以下      |
| 旅館業   | 200人以下 または 5,000万円以下  |

※「従業員数」および「資本金の額または出資の総額」がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。

※特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等においては、表に準じ、各要件を満たす者であることが条件となります。

ただし、以下に該当する場合は交付の対象となりません。

対象外となる場合

- (1) 国、県および市町の施設を管理または運営するもの（同施設以外での事業は交付対象とする）
- (2) 市税に未納があるもの
- (3) 次のいずれかに該当するもの（いわゆる「みなし大企業」）
  - ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
  - ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
  - ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占める中小企業者
  - ⑥申請時点において確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - ②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用しているもの
  - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与しているもの
  - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
  - ⑥ ①～⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているもの

- (5) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業およびそれらに類似する業種を営むもの
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (7) 事業を営まない法人格のある自治会等
- (8) その他、補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがあるもの
  - (例)・実態のある事業を営んでいないもの（同一住所に代表者が同じで実態のない複数の法人を設立し、重複して申請しているもの）
  - ・証拠書類の改ざんなどの不正行為が認められたもの

### 3. 補助事業・補助率等（第2条、第4条関係）

#### (1) 補助事業

下記の事業を同時に実施することも可能ですが、交付は1事業者につき1回限りとします。

##### ○新事業展開に関する事業

新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ、事業転換・業種転換・業態転換等

##### ○生産性向上に関する事業

高効率装置への更新による業務能率向上、DXによる生産・業務の効率化、省人化等 ※DXでなくても可

##### ○既存事業の拡大

既存事業における質的・量的拡大等

#### (2) 補助率・補助上限額等

設備投資総額が税抜10万円以上で、補助率は対象経費の2分の1補助。但し、補助金の上限額は、税抜100万円です。

## 補助対象経費（第4条関係）

### 【設備投資】

中小企業等が設備又はITツールを市内の本社又は事業所に設置し、若しくは導入することをいいます。（ただし、リース契約及び年度をまたぐ割賦払いは除く。）設備とは、中小企業が新事業展開、生産性の向上又は既存事業の拡大等のために取得する資産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1の「工具」・「器具及び備品（ただし、生物は除く。）」及び別表第2の「機械及び装置」に分類されるものに限る。）であって、その所有が市内事業者であること。また、ITツールとは、業務効率化のためのソフトウェア及びクラウドサービス（ハードウェア導入を除く）をいいます。

別表1「補助対象経費について」に記載していますので、必ず確認してください。

別表第1（第4条関係）

| 区 分   | 補助対象経費（税抜で総額10万円以上のもの）  |
|-------|---|
| 設 備   | ・購入費<br>・設置に伴う工事費<br>※既存設備の処分に係る経費（産業廃棄物処分費や運搬費）は対象外<br>※再生エネルギー発電設備、汎用性の高いもの（車両、エアコン等）は対象外 |
| ITツール | ・ソフトウェア購入費<br>・クラウドサービス導入費<br>※汎用性の高いものは対象外（パソコン、プリンター等）                                    |

## 留意事項

・補助の対象となる事業は、交付決定日から、令和9年2月28日までに完了する事業とします。交付決定日以前に発注や契約を行うことはできません。

・支払い方法については、原則、振り込み払いとし、クレジットカード支払いも可とします。クレジットカード支払いについては、補助対象事業者が法人の場合、法人カードによることとし、個人の場合は、代表者名義のカードでカード会社から締め切り期限までに口座引き落としが確認できる書類が必要です。経費の支払い(クレジットカードによる場合はカード会社からの引き落とし)、事業の効果などがすべて完了した時点となります。

ただし、やむを得ない場合に限り、10万円以内の現金払いは可とします。電子マネー(PayPay, au PAY, 楽天ペイ等)やプリペイドカードでの支払いは補助対象となりません。

・経費書類は、見積りから発注、納品、支払に至るまでの確認書類が必要であり、実績報告時に提出が必要です。(口頭での発注などは認められません。)

・発注先の選定にあたっては、発注ごとに、見積り徴取を行ってください。なお、1件あたり50万円(税抜)以上の物品、サービスを発注する場合は、2者以上から見積書を徴取してください。1者のみしか見積徴取できない場合は、選定理由書を提出してください。

・事務局は審査に必要と認める場合、申請内容等の確認のため、当該発注先(見積先)事業者に対し、照会を行うことがあります。

## ※申請から補助金受け取りまでのフロー図

### ①交付申請書の提出

申請期間：令和8年5月11日（月）から令和8年9月30日（水）まで



### ②交付決定通知

申請後2週間程度で通知します。



### ③事業着手

交付決定後、事業を着手してください。



### ④事業完了

令和9年2月28日までに設置、支払いおよび事業効果の検証し、完了してください。



### ⑤実績報告書の提出

事業完了日から15日以内に提出してください。



### ⑥交付額確定通知

実績報告後、2週間程度で通知します。



### ⑦交付請求書の提出

確定通知を受けた後、速やかに提出してください。

口座番号のわかる通帳の写しを提出してください。



### ⑧補助金の支払い（最終）

請求書受理後、1か月以内に指定の口座に入金します。

○補助金申請・実績報告等の方法（第6条、第10条、第11条、第12条関係）  
市のホームページで用意する書類にて交付申請と実績報告を行っていただきます。必要書類等はホームページからダウンロード可能です。

※交付申請必要書類

- 湖南省中小企業等設備投資促進補助金交付申請書（様式第1号）
- 経費内訳書（様式第2号）
- 市税の未納がないことを証明する書類
- 設備の仕様等及び設備の見積価格を示す書類（処分費や運搬費が発生する場合は対象外となるため明記すること。）
- 直近の決算書（個人の場合は直近の確定申告書の写しを添える。）

※個人事業主の場合は所得税の確定申告書等

○所得税の確定申告書を各申告方法により必要な書類を提出してください。

1) 電子申告の場合

① 直近（令和7年分）の所得税の確定申告書※[写し]

（第一表・第二表に加えて、白色申告の場合は収支内訳書（1・2面）、青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1～4面）を提出ください。）

② e-Tax から「メール詳細（受信通知）」を印刷したもの

2) 書面提出の場合

① 直近（令和7年分）の所得税の確定申告書※[写し]

（第一表・第二表に加えて、白色申告の場合は収支内訳書（1・2面）、青色申告の場合は所得税青色申告決算書（1～4面）を提出ください。）

② 国の税務署が発行する「納税証明書（その2：所得金額の証明）」もしくは湖南省商工会が受付したもの

3) 創業後最初の確定申告を迎えていない場合

開業届[写し]と、事業の実態が分かるもの（取引明細など）

- 誓約書（様式第3号）
  - 法人の場合は履歴事項全部証明書（申請日から3カ月以内）
  - 個人事業主の場合は、本人確認書類の写し  
（運転免許証やマイナンバーカード等）
  - その他市長が必要と認める書類
- ※変更交付申請書類（第8条関係）

- 湖南省中小企業等設備投資促進補助金変更交付申請書（様式第5号）
- 交付申請必要書類（第6条）の変更のある部分の必要書類
- その他市長が認めるもの

変更内容

- ・補助金の交付申請額を変更しようとするとき。（増額は認められない。）
- ・補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

※実績報告書

- 湖南省中小企業等設備投資促進補助金実績報告書（様式第7号）
- 事業経費完了内訳書（様式第8号）
- 注文したことがわかる書類の写し
- 納品書
- 費用の請求及び支払を証する書類の写し
- 設置した設備の写真
- その他市長が必要と認める書類

○その他留意事項（第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

補助事業を実施する際には、以下のことに注意してください。

※補助事業の内容を変更、中止する場合は、事前承認が必要です。

※実績報告書で提出された「効果の内容」と見積書等に記載されている「金額」を比較し、社会通念上著しく高額であるなど実態と違う場合は、現地調査等を行います。その調査結果によっては、交付決定の取消となります。補助事業にかかる経理について、帳簿や支出の根拠となる証憑書類については、事業完了後、当該年度の終了後5年間保存しなければなりません。

※提出された個人情報を含む申請情報は、以下の目的に使用します。

- ・補助金事業の適正な執行のために必要な連絡
  - ・各種事業などに関するお知らせ（各種支援策等の情報等）
- ・補助金受給決定の有無（但し、補助金額は掲載しない。）

○お問い合わせ先

湖南省環境経済部 商工観光労政課

（電話）0748-71-2332

受付時間：9時00分～16時45分

（土・日・祝日および年末年始は除く。）